

ものづくり基金×Make クラウドファンディング事業 募集要領

第1条 目的

「ものづくり基金×Make クラウドファンディング事業」は、下記内容の取り組みを実施し、中小企業の発展を促し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

《中小企業に対する支援内容》

- ①資金調達支援；プロジェクトにかかる費用をネット上で集める。
- ②製品 PR+顧客獲得支援；ネット上に掲載することで、新製品・新サービスを多くの人に知ってもらうことができる。また、一般販売前から多くの顧客を獲得することができる。
- ③テストマーケティング支援；新製品が市場に求められているかを計る一つの基準が図れる。

第2条 募集対象企業

この事業の対象者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 北海道胆振・石狩管内に所在する中小事業者であること。
- (2) 中小事業者が、当基金の事業内容に賛同されていること。
- (3) 中小事業者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体その他の反社会的団体又は勢力でないこと。
- (4) 中小事業者が、当該事業申請日、又は支援決定日の時点で破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立てがなされていないこと。

第3条 クラウドファンディング運営

主体的な運営に関しては、「クラウドファンディング」プラットフォームの株式会社マクアケ（以下「マクアケ」という。）が行う。

第4条 支援内容

下記の2点に対し、1社当たり最大300千円を支援する。

- ・中小企業がクラウドファンディングで成立した際に支払う報酬手数料20%の一部
- ・調達資金の支援。（但し、80%以上達成しており、成立見込みがある場合）

第5条 対象事業

以下に示す条件を全て満たす事業（新規事業、既往事業いずれも可）とする。

- (1) 独創性・地域性

自社の技術や地域特性を活用した商品等を提供する事業であり、企業価値を高めることにつながる事業

(2) 共感性

商品に対するこだわり、想い、ストーリー性など、全国各地の方々から共感を得られる事業

(3) 関連性

出資者とのつながりを大切にし、当該事業を通じて出資者と関係を築く事業

(4) 事業性

事業計画に実現可能性があり、人員・設備などの実施体制を含め事業開始に向け準備が整っている、もしくは整う見込みである事業であって、出資者に対するリターン（お礼）が可能な事業

(5) 情報開示性

事業の内容について、室蘭信用金庫、一般財団法人ものづくり基金、マクアケにて情報共有され、マクアケが運営するクラウドファンディングポータルサイト「Make a k e」による出資者募集にて、資金調達が可能な事業であること。

第6条 申請方法

次の申請書類を、最寄りの室蘭信用金庫の営業店窓口提出すること。

- ・クラウドファンディング エントリーシート（様式1号）
- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 取得から6ヵ月以内のもの（法人の場合のみ）
※登記情報サービスからダウンロードした書類は不可
- ・住民票 取得から3ヵ月以内のもの（個人の場合）
- ・印鑑登録証明書 取得から3ヵ月以内のもの（個人の場合）
- ・職務履歴書（個人の場合）

※上記の他に、「製造許可証」、「営業許可証」などをエントリー申請後に追加資料として依頼する場合がある。

第7条 申請の審査と決定通知書について

・エントリー書類の正式受理後、ご提出いただいた書類に基づき、下記の点についてものづくり基金の審査委員（理事、運営委員等より選定）とマクアケにおいて支援決定の可否を決定する。提出書類に不備や不足がないよう注意すること。

<審査ポイント>

- ①独創性・地域性 独創性や地域特性を活かした商品を提供する事業であること。
- ②共感性 商品に対するこだわりや想いなど、共感を得られる事業であること
- ③関連性 出資者との関係を築く事業であること。
- ④事業性 事業に実現性があり、実施体制等に問題が無い事業であること。出資者に対するリターンが可能な事業であること。

- ・審査は非公開で行われ、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。
 - ・審査結果の通知は、採択案件の決定後、応募者全員に対して、採択・不採択の結果をものづくり基金から決定通知書（様式第2号）にて通知する。
- ※ 審査結果の内容についての問い合わせには応じかねる。

第8条 支援金額の決定と交付について

下記の2点について、提出書類を確認した上で支援金額の交付を実施する。

(1) 手数料の支援を受ける場合

支援金交付依頼書（様式第3号）一式を提出。依頼書を確認した上、指定口座に支援金額を入金する。

(2) 調達資金として支援を受ける場合

プロジェクト支援依頼書（様式第4号）一式を提出。依頼書を確認した上で、クラウドファンディングポータルサイトの「Make」を通じて、支援金額を出資する。

ただし、募集締切り10営業日前であり、クラウドファンディングが80%以上達成かつ未成立の状況で、支援金交付で実現可能性が高いと判断した場合に限る。

- ・支援金額の交付を受けた事業者は、下記の実績報告が必須となる。
- ・支援完了後、ものづくり基金から支援実施の内容を支援完了通知書（様式5号）にて通知する。

第9条 実績の報告について

クラウドファンディングの事業終了後（出資者へのリターン完了）、次の報告書類を提出すること。

【実績報告書類】

- ・実績報告書（様式6号）
- ・製品の写真やパンフレットなど、完成した製品が分かる書類
- ・出資者へのリターンが完了したことが分かる書類（ホームページの写し）

※開発した製品や事業内容について、ものづくり基金ホームページで公表する場合がある。

第10条 支援金の返還について

申請先の起因する事情により事業が中止し、支援者へクラウドファンディングで集めた資金を返金することとなった場合は、支援金も当基金へ返金するものとする。

第11条 個人情報の取り扱いについて

申請された個人情報については、当基金、室蘭信用金庫、㈱マクアケに関連する活動以外には一切使用しない。なお、申請者の団体名・事業名等の情報につきましては、当基金ホームページや新聞紙上への掲載等に利用する。

第12条 その他

- ・書類に使用する印鑑は、代表者印とする。（シャチハタは不可）
- ・申請や報告等に要する経費は、全て申請者の負担とする。
- ・知的財産権等その他の権利侵害などに関する問題が発生した場合、ものづくり基金は一切関知しない。
- ・この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定めることが可能とする。
- ・本事業終了後3年間は、事業の成果について事業化状況の報告義務がある。また、必要に応じて事業の成果の発表、事例集作成等への協力をお願いする場合がある。

第13条 受付相談窓口

事業内容や手続きについて問い合わせがある場合は、下記の相談窓口まで連絡すること。

一般財団法人 ものづくり基金 事務局（室蘭信用金庫 お客様支援部）

〒050-0083 室蘭市東町2丁目24-13（室蘭信用金庫内）

TEL：0143-44-3355 FAX：0143-44-3571

MAIL：muroran-monodzukuri@muroshin.co.jp